

認知症や相続の対策ができる

知って安心

家族信託

非売品



認知症や相続の対策ができる

知って安心

家族信託

川寄 一夫

認知症や相続の対策ができる

知って安心

家族信託

司法書士 かわさき 川寄 一夫



認知症や相続の対策ができる

知って安心！

家族信託

～事例とQ&A～

司法書士 かわさき 川崎 一夫

目次

はじめに.....	1	(3) 孫のためにつかえない?.....	23
法律を味方につけるには?.....	2	(4) 成年後見人は誰になるか.....	24
「新薬」を使ってもらうために.....	5	(5) 費用は? (第三者が後見人になった場合).....	26
第1章 家族信託とは.....	7	(6) 家族信託なら解決できる!.....	27
1 家族信託とは?.....	8	3 お母さんのためにリフォームができない?.....	28
2 ハンコとお金を分けられる.....	9	(1) リフォームの融資を受けるのが難しい理由.....	28
3 なぜこのような法律が作られたのか?.....	11	(2) 成年後見人をつけたらどうなるか?.....	29
4 家族信託を知らない専門家もいます.....	11	(3) 家族信託なら解決できる.....	30
第2章 家族信託の使い方.....	13	(4) 税金はかからないか?.....	31
1 子のいない夫婦の相続.....	14	(5) デメリットはないか?.....	32
(1) 遺言では解決できない.....	14	4 空き家になっても自宅が売れない?.....	34
(2) 家族信託なら解決できる.....	15	(1) 家は売れるか?.....	34
(3) 家族信託なら家督相続ができる.....	16	(2) 家族信託なら解決できる.....	35
(4) なぜ信託ができたか?.....	17	5 生前贈与をしたい.....	37
(5) 家族信託なら解決できる.....	19	(1) これまでの方法.....	37
(6) なぜ、名義を移さなければいけないか?.....	19	(2) 家族信託を使えば解決できる.....	39
(7) 税金はどうなるか?.....	20	(3) 相続税について.....	39
(8) 不可能が可能に.....	20	(4) 固定資産税や不動産取得税は?.....	40
2 孫の入学資金を出せなくなる?.....	21	6 障がいのある子供の生活費の解決方法.....	41
(1) お父さんの口座からお金がおろせない?.....	21	(1) 何もしないとどうなるか?.....	41
(2) 成年後見人とは.....	22	(2) 遺言を書いていたらどうなるか?.....	43
		(3) 家族信託ならどうなるか?.....	44

(4) 長男の普段の生活が心配.....	45	(2) 株とは何か？.....	69
7 小さい孫の財産が狙われる.....	47	(3) 二男に株を渡すと大変.....	70
(1) 遺言ではお金が正しく使われない？.....	47	(4) 家族信託を使った対処法.....	71
(2) 悲しい事件.....	48	(5) 遺留分の対応 その他の事例.....	72
(3) 家族信託なら解決できる.....	49	第3章 家族信託 よくある質問.....	75
(4) 今回のケースでは別な方法もあります.....	50	1 投資信託とは違う？.....	76
8 トラブルなく生前に財産を渡したい(隠居).....	52	2 信託銀行を通さなくて大丈夫？.....	76
(1) 遺言の難点.....	52	3 家族信託をするには、どのような段取りになりますか？.....	77
(2) かつては隠居できた.....	54	4 信託できる財産は？.....	78
(3) 今は贈与税が障がい.....	54	5 税金はどうなる？.....	79
(4) 家族信託なら解決できる.....	55	(1) 贈与税・相続税.....	79
9 財産は長子の家系に引き継がせたい(家督相続).....	57	(2) 所得税.....	80
(1) 遺言は最低限必要.....	57	(3) 不動産取得税.....	80
(2) 遺言がなくてすごく苦労された例.....	58	(4) 固定資産税.....	80
(3) 5分で遺言を書く方法.....	59	6 受託者が悪いことをしたら？.....	81
(4) ところが遺言にも限界が.....	60	7 家族信託をすれば、遺言はなくても大丈夫？.....	82
(5) 家族信託なら解決できる.....	61	8 家族信託はどんな専門家がありますか？.....	83
10 会社の株を渡したい(自社株信託).....	63	9 費用はどれくらいかかりますか？.....	83
(1) これまでの方法では・・・.....	63	あとがき.....	86
(2) 家族信託なら解決できる.....	65		
11 遺留分の請求が心配.....	68		
(1) 遺留分とは.....	68		

はじめに

晩秋のさわやかに晴れた日。東京である新しい法律の研修会が行われていました。私も参加者の1人。その新しい法律のパワーを知ったとき、私は思わず「これはスゴイ！」と思いました。鳥肌が立ちました。こんなにスゴイことができる法律が作られていたとは。相続などで財産を次の代にどう渡すか。この新しい法律の新しい方法を使えば、これまで不可能だったことが簡単に実現することがわかりました。今はできなくなったはずの『隠居』や『家督相続』を実現できます。

その新しい方法は「家族信託」。今まで知りませんでした。

地元に戻って私は、家族信託に関する書籍を読みあさりました。そして家族信託について雑誌に投稿。ほとんど知られていなかった家族信託の記事は珍しかったらしく、その雑誌に掲載されました。

次に急いで、セミナーの準備をしました。こんなすばらしい「家族信託」を多くの方に知ってもらわなくては。そんな思いでした。

セミナーは多くの方に集まっていただき大成功。早速、相談を受け、家族信託で解決することになりました。理由は、後継者に任せても余計な税金がかからないから。贈与税のかからない生前贈与のようなものです。そして、2代先まで後継ぎを指定しました。

その後、別な方から生前贈与の相談を受けました。家族信託を提案したところ、相談された方は「こんな方法があるのか」

と驚かれ、すぐに家族信託を取り入れることにされました。理由は生前贈与と変わらないのに、贈与税がかからないからです。とても満足していただきました。その後も適する案件があれば提案し、多くの方が家族信託を取り入れました。

法律を味方につけるには？

法律が味方になってくれたらとても安心できます。でも、敵になるとこれほど恐ろしいものもありません。

どうしたら法律を味方につけることができるのでしょうか？

残念なこと、法律は正しく生きていれば味方になるわけはありません。「知ること」によって味方につけられます。そうです。**法律は知っている人の味方**なのです。

私のエピソードを紹介します。

私が高校3年生の冬、父が経営している会社が倒産しました。これに伴い両親は離婚。私と2人の弟は母に引き取られました。

私は地元では進学校とされている高校(県立三条高校)に通っていたのですが、倒産と離婚で大学進学をあきらめました。家族のために昼は地元の工場で働き、夜は家庭教師のアルバイトをしました。

私は家族のためにがんばっていたつもりでした。

しかし、働き始めて半年ほど経ったある日、通勤中に自動車事故を起こしてしまいました。ケガはほとんどなかったのですが、相手と私の車は大きく損傷しました。

私は動転し、気づいたときには相手が指定する自動車修理業者の事務所にいました。

そこで、業者の社長から言われました。

「今回は穏便にすませましょう。この書類にサインしてください」。

その書類は私が100%過失を認める示談書でした。

私は19歳。当時は法律のことなど全くわからない世間知らずです。動いている車同士の事故で、100%過失が認められることはあまりないことも、その書類が意味することもよくわかっていませんでした。

私は言われるまま、その書類にサインしました。

つまり、その事故に関して、私が100%責任を負うことになりました。

法律は正しく生きている人の味方ではありません。

知っている人の味方です。

家に帰ってきて、私は母親に怒られました。

「何でそんな書類にサインしたんだ。」

しかし、母の知り合いがそんな私を救ってくれました。

「一夫ちゃん、今回は大変だったね。でも大丈夫だから。」

その方は、相手の自動車業者に電話をしました。

「19歳の未成年者がサインしても、親が認めなければ無効になる。それからそのような示談を取り持って、あなたは弁護士か？あなたがやっていることは弁護士法違反じゃないか。」

あわてた業者は、

「今回の話しから手を引く」

と言って、その示談書も無効になりました。

未成年者のサインは親の同意がいること。一般の業者が示談書をとることは弁護士法違反だということ。これも法律を知っているからこそ、言えたのです。その電話で私は救われました。

法律は正しく生きている人の味方ではありません。

知っている人の味方です。

「家族信託」や「民事信託」(意味は同じです)は、成年後見や遺言では実現できないことができる新しい方法です。平成19年の法改正で使えるようになりました。平成18年まで総理大臣を務めた小泉さんの最後の「規制緩和」です。

家族信託は、薬で言えば「新薬」です。

これまでは、差し迫った人が最後の手段として試験的に使っていました。臨床試験です。その臨床試験が積み重ねられた結果は、「劇的な効果がある」。

家族信託は、今まで解決できなかったことが、簡単に解決できるようになる「新薬」です。このような新薬が、規制緩和による法改正で利用できるようになりました。

「新薬」を使ってもらうために

このように、劇的な効果がある家族信託ですが、まだまだ世間的には知られていません。せっかくすばらしい効果があっても使われなければ、意味がありません

ですから最近では、この家族信託をより多くの方に知っていただくべく活動を行っております。

毎週のように各地に出かけセミナーを行っております。それから事務所通信を通じて家族信託の利用法などをお知らせしております。新潟日報主催の家族信託セミナーでも講師としてお声をかけていただき講演しました。NHKのテレビ番組でも家族信託を紹介させていただきました。



司法書士、弁護士、税理士、中小企業診断士など、多くの専門家向けの研修会でも講師をさせていただいております。

この冊子も、知ってもらうために書きました。

相談をされた方の悩みを解決することはもちろんですが、相続や財産の引き継ぎで1人でも多くの方の希望が実現できるように、家族信託の普及や専門家の育成に力を注いでいます。

この冊子では、専門用語はなるべく使わず、法律の知識がない方でもわかりやすいように書きました。

あなたもこの冊子で、家族信託のパワーを手にしてください。法律を味方につけるために。

平成28年6月

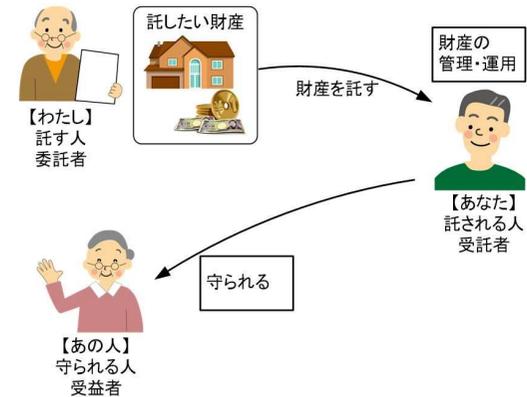
川寄 一夫

第1章 家族信託とは

1 家族信託とは？

家族信託を一言で言うとこんな感じになります。

【私】のこの財産を、【あなた】に託します。
ですから、【あの人】を頼みます。



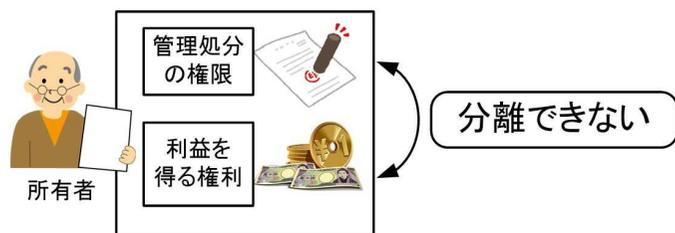
財産を自分や家族のために、別の人に管理してもらう契約です。これのどこがすごいのかというと、例えばアパートを信託すると、自分以外の第三者がアパートを管理することにより、家賃を受け取るのを①自分⇒②配偶者⇒③子供⇒④孫と、何世代にもわたって決めることができます。実質的に、①自分⇒②配偶者⇒③子供⇒④孫と財産が渡るように遺言を書いたのと同じになります。実際の遺言ではこのような何世代も先を決めることができません。

しかも、アパートが自分名義だと、自分が認知症や脳卒中などで意思能力がなくなると、賃貸借契約を結ぶときや、修繕工事をするときに支障が出ます。しかし、信託しておけば、賃貸借契約を結ぶことや、修繕工事は財産を管理してもらって

いる第三者が手続きを行います。ですから、高齢になったりして近い将来財産の管理に支障が出そうな場合にも対処ができるのです。成年後見の制度を使っても難しいことが簡単に実現できます。

2 ハンコとお金を分けられる

家族信託について別な見方をしましょう。



アパートの例で考えると理解しやすいと思います。

あなたはアパートの大家さん。アパートの入居者が決まりました。賃貸の契約書にハンコを押すのは誰でしょう？もちろんアパートのオーナーであるあなたです。アパートが古くなったので修繕を頼みたい。工事の契約書にハンコを押す人は？こちらもオーナーのあなた。アパートを売却します。売買契約に押印する人は？もちろんこちらもオーナーのあなたです。

このようにアパートを所有している人は、アパートを管理・処分する権利を持っています。つまり「ハンコの権限」です。

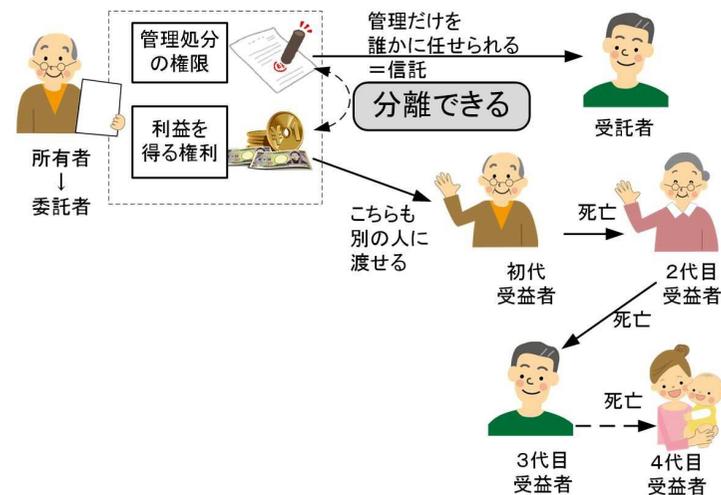
一方で、アパートの家賃は誰が受け取るでしょうか？オーナーのあなたです。アパートを売却したときのお金は？こちらもちろんオーナーのあなたが受け取ります。

このように、アパートを所有している人は、アパートから生じた利益を受け取る権利を持っています。つまり「お金の権利」です。

自宅も同じように考えられます。「住む権利」が「お金の権利」といえます。なぜなら自宅をお持ちならアパートを借りて家賃を払う必要はありません。ですから、自宅をお持ちの場合、間接的に利益を得ていると言えます。

この「ハンコの権限」と「お金の権利」。これは、どのような財産的なものにも当てはまります。このように、所有者は「ハンコの権限」と「お金の権利」を持っていました。これらは分離できませんでした。

ところが、信託するとこれが変わります。



信託すると、「ハンコの権限」(管理・処分する権利)と「お金の権利」(利益を得る権利)を分けることができます。

例えば、「ハンコの権限」を自分の子供に渡します。そうすると、アパートなら、賃貸借契約書は子供がハンコを押します。アパートの修繕も同じです。売却するときも子供がハンコを押します。そうすると、元々のオーナーが認知症になっても亡くなくても、子供さえ元気なら手続きができます。

一方で、「お金の権利」は自分が指定した人に渡せます。最初は「自分(オーナー)」、その次は妻、その次は子供、更にその次は孫というように何代にもわたって指定できます。

つまり、管理は頼れる人に任せて、利益は自分が意図した人に渡せるようになります。

このようなことは、信託以外では絶対不可能でした。

3 なぜこのような法律が作られたのか？

平成19年に信託法が改正され、一般の人でも信託が利用できるようになりました。それまでは、信託銀行でないと信託は利用ができませんでした。小泉内閣(H13～H18)の規制緩和の産物です。小泉元首相は政界を去るとき、こんなにもすばらしい置き土産をしていたのです。

4 家族信託を知らない専門家もいます

私は、税理士や弁護士、司法書士など法律の専門家に対しても家族信託について研修会の講師をさせていただいております。その経験から言えることは、まだまだ家族信託の使い方がわかる専門家は少ないということです。

自分の財産を次の世代に渡すことをそろそろ考え始めたとき、あなたが相談した専門家は家族信託のことも説明したでしょうか？

遺言については全ての専門家が提案するでしょう。しかし家族信託について何ら説明がなかったとすると、あなたは重大な方法を知らないまま(提案されないまま)手続きをすることになります。家族信託を知らない専門家には「ムリだ」と説明されることが、私からしたら「それは簡単です」と言うことはよくあります。

自分の財産を次の世代に渡すことを考えるとき、家族信託はとても貴重な解決策になり得ます。

家族信託が提案されないまま、従来型の不完全な形での相続対策を受ける方がいなくなるように、現在は、専門家の育成にも力を注いでおります。

ですから、財産についての相談で家族信託が提案されなかったら、「家族信託を使ったらどうなりますか？」と聞いてみてください。

そのときの対応で、相談した先が家族信託を使えるかどうかがわかると思います。

第2章 家族信託の使い方

家族信託とはどのようなものなのでしょうか？事例を通じてお話します。

1 子のいない夫婦の相続

【事例1】

私は60代の女性です。私は、親から受け継いだ土地があります。その土地は、人に貸しており、毎月賃料が入ってきます。私たち夫婦はその賃料で生活しています。私たち夫婦には子供はいません。

万一、私が亡くなったらその土地は夫に相続してもらいたいのので、そのような遺言を作りました。しかし、その後、夫が亡くなると、夫の姉にその財産が行くことになります。

先祖から引き継いだ土地ですし、夫の親族に行くことは防ぎたいです。何か良い方法はないでしょうか？

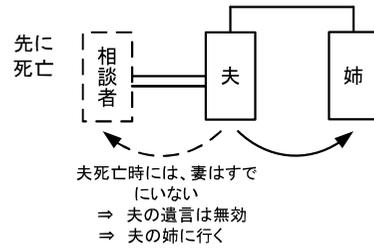
相談者 子なし 夫 姉 姉の夫 子

① ② これは困る！

(1)遺言では解決できない

子供がいない夫婦で、「妻が亡くなったら夫」、「夫が亡くなったら妻」、という遺言をお互い作っているケースはよくあります。

しかし、この方法には一つ重大な問題があります。妻が先に亡くなり財産が夫に移った後、夫が亡くなったらどうなるでしょうか？夫が亡くなったときは、妻はすでにいません。そうすると「妻に渡す」という夫の遺言は無効になり、夫の兄弟(事例では姉)に財産が行くことになります。



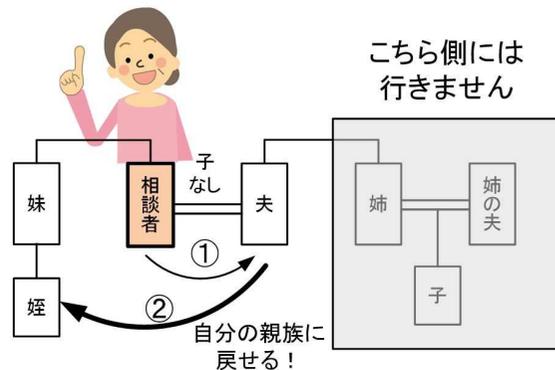
もちろん、夫が「妻の兄弟姉妹に渡す」という遺言を作っておくこともできます。しかし、遺言はいつでも書き換えが可能です。つまり、遺言では、妻が夫より長生きしない限り、妻の財産が夫の姉に渡ることを完全に防ぐことができないのです。

(2) 家族信託なら解決できる

では、解決方法はないのでしょうか？

実は、最近できた法律でキレイに解決できます。その方法を使えば、何代先も指定できます。

例えば、右の図のように、
 ①自分が亡くなったら夫
 ②夫が亡くなったら姪
 と、指定でき



ます。夫の親族に財産が行くのを防ぐことができます。

この方法は、遺言ではありません。生前贈与でもありません。
「家族信託」(民事信託)といいます。

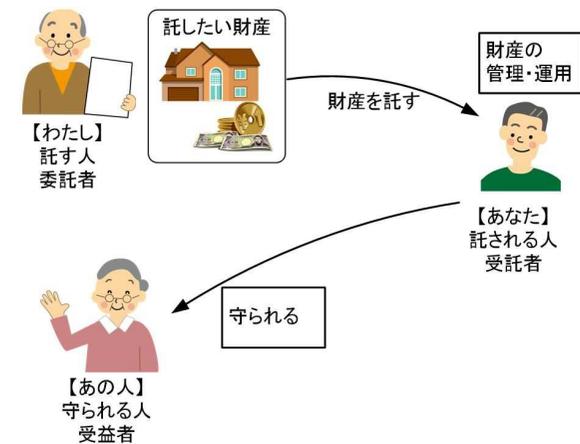
(3) 家族信託なら家督相続ができる。

信託銀行を通さず、個人間でする信託です。

「信託」と名前がつきますが、投資信託とは関係ありません。信託銀行も通さないでできます。個人間でする信託です。専門家に信託の契約書を作ってもらい、それに押印すれば完成です。

一言で言うと次のような契約になります。

【私】の財産を、【あなた】に託します。
 だから、【あの人】のことを頼みます。



家族信託とは自分が財産を管理できなくなるときに備えて、信頼できる人(家族や親族など)に、自分の財産を守ってもらう契約です。

そうすることにより、自分が病気になっても、亡くなっても、自分の大切な人を守ることができます。

信託の登場人物は3人です。

委託者【わたし】	資産を誰かに託したい人
受託者【あなた】	資産を託される人、管理していく人
受益者【あの人】	資産を託されることにより、利益を受け る人

そして、受益者(家族信託により利益を受ける人)は何世代も先まで指定できるのです。例えば、設定時は自分が利益を受ける人。自分が亡くなったら配偶者。配偶者が亡くなったら、自分の子。その子がなくなったら孫・・・というように何世代も先まで指定できます。

昔の日本は、基本的には長男が財産を引き継ぐことになっていました。生まれる前から決まっていた「家督相続」です。家族信託も何世代も先まで指定できます。つまり、**家族信託を使えば「家督相続」が可能になる**のです。

(4)なぜ信託ができたか？

なぜ、信託ができたのでしょうか？

信託は、中世の十字軍のとき、イギリスで使われ始めたと言われています。十字軍はヨーロッパの兵士が、遠くエルサレムの奪還を目指します。イギリスから、エルサレムまでは少なくとも6000kmの行程。1日30km進んでも、片道で200日、往復で400日かかります。愛する妻や子を置いて、1年以上も戦争に行かなければならない。しかも自分は死んで帰って来られないかもしれない。

そこでその兵士は信用できる友人に頼みます。

友よ、私は戦争に行く。

私の財産を君に託すから家族を頼む。

十字軍でエルサレムを目指す兵士が、信用できる友人に財産を託し、家族を守ってもらう。切なる願いが込められていたのでしょね。

その後、信託は様々な形で発展し、現代では、ヨーロッパやアメリカでの財産の渡し方は「家族信託」が主流になりました。

日本では、信託銀行などを通す信託は、大正の頃からありましたが、個人間の信託は平成19年に改正された法律でできるようになりました。小泉内閣(H13～H18)の規制緩和の一環です。

(5) 家族信託なら解決できる

今回の事例では、先祖代々の土地があり、その土地の地代を

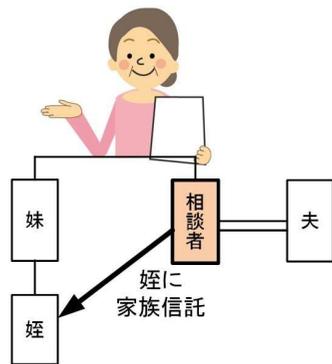
自分 ⇒ 夫 ⇒ 姪

というように受け取れるようにするのが、最大のポイントです。

そのために、相談者から姪に土地を「家族信託」します。そうすると名義は形式的に姪に移ります

が、地代は相談者が今までどおり受け取れます。そのように登記もされます。

そして、相談者が亡くなった後は、夫、その後は姪という順番で、地代を受け取ることができるのです。



(6) なぜ、名義を移さなければいけないか？

名義が相談者のままだと、相談者が亡くなったとき、相続の手続きが必要になります。ですから信託した相手である姪に名義を移すのです。こうすれば、相談者が亡くなっても相続手続きは不要になります。

姪に名義が移りますが、登記簿には「信託」で名義が移ったと記録されます。

相談者が亡くなったときや、夫が亡くなったときも相続手続きは不要です。スムーズに地代を受け取る人の変更ができます。

(7) 税金はどうか？

今回の事例の形で、信託で名義を移した場合、「贈与税」はかかりません。相談者が亡くなったとき「相続税」で処理されます。

不動産取得税もかかりません。登録免許税は贈与で移したときの1/5以下です。このように税金的にも優遇されています。

(8) 不可能が可能に

遺言では自分が亡くなったら誰に財産を渡すか指定できません。しかしその次は決められません。しかし、家族信託なら、自分の次は夫、夫の次は姪——と何代にもわたって指定できます。

このように家族信託は、今まで不可能だったことが実現できます。

2 孫の入学資金を出せなくなる？

【事例2】

私は30代の女性です。小学生と保育園に通う子供がいます。



私の父(69)が、子供たちが大学に行くときは、入学費用は出すといってくれています。しかし、子供たちが大学に行く頃は80代になるのでちょっと心配です。

先日、私の友人が言っていたのですが、友人の母が認知症になり、成年後見人をつけたそうです。しかし、成年後見人をつけたら、弁護士さんが成年後見人になり、お母さんのお金が何かと使いづらくなったと言っていました。友人の子が大学に入ったので入学資金を出してもらおうとしたら、「それはダメだ」と成年後見人の弁護士さんから言われたそうです。

私の父も、最近物忘れが多くなってきたように感じます。子供の入学費用を出してもらえるのでしょうか？子供たちが大学に行く頃は、父は80代になるので心配です。何かいい方法はないでしょうか？

(1)お父さんの口座からお金がおろせない？

最近、銀行では本人確認が厳しくなっていますよね。親の口座から大きなお金(例えば100万円とか)をおろそうとすると

「ご本人を連れてきてください」と言われます。

そこで「本人(親)は認知症です」というと、窓口の担当者から「本人でないとお金はおろせません。成年後見人をつけてください」と言われてしまいます。

この成年後見人とは何なのでしょう？

(2)成年後見人とは

認知症や知的障がいなどで、判断能力が十分でない方は、預金の出し入れや、施設などの契約手続などが、自分ではできません。成年後見人は、その判断能力が十分でない方に代わって、これらの手続を代行する人です。

一言で言えば、「代わりにハンコを押す人」と言えます。



私も何人かの成年後見人をしています。主にすることといえば、施設など料金の支払い、介護保険などの役所関係の手続きや、施設との契約です。その人に代わり、私はその手続の内容を判断して、書類にハンコを押しています。

認知症になった人のための、「保護者」のようなイメージです。

ですから、今回の事例の相談者も、万一お父さんが認知症になったら、お父さんの口座から、お子さんの入学費用など大きなお金をおろそうとすると、「成年後見人をたててください」と

言われる可能性があります。

では、なぜ、相談者のご友人は、成年後見人をつけても、入学費用を出してもらえなかったのでしょうか？

(3)孫のためにつかえない？

成年後見は、「**本人**を保護・支援」(法務省ホームページより)する制度です。本人とは、認知症や、知的障がいなどで判断力がない人のことです。

お父さんが認知症になって、成年後見人をつけると、

本人＝お父さん

ということになります。

成年後見は、**本人**を保護・支援する制度ですが、本人の**家族**を保護・支援する制度ではありません。お父さんが、家族の生活のためにいろいろお金を出していたら大変です。

お父さんのためなら、お金を使うことが許されます。入院費用、施設の費用、お父さんのためにするバリアフリーのリフォームなどなど。

しかし、お父さんの「家族」のためだと、とたんにお金を使うのが難しくなります。お母さんの入院費用、お母さんの施設の費用、子供が介護のために一緒に住むから、家の増築などなど。お孫さんの入学費用もとたんに出すのが難しくなるのです。

これって、法律の不備だと思います。

孫の入学資金が出せるか？

元気	→ 認知症	→ 死亡
出せる 自分の意思	出せない 本人の ためが原則	出せる 相続した人の 意思

元気なうちは、自分の意思で孫の入学費用を出せますが、認知症になると、原則自分のためしか、お金は出せません。

お父さんが亡くなれば、お父さんの財産は相続されるので、相続した人の意思(事例では相談者)で、入学資金を出せません。

このように、成年後見の制度は、融通が利かず、とても不便なことがあります。

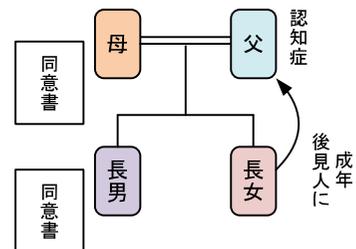
現状そのような制度になっているので、成年後見では家族のためにお金を出すことが難しくなってしまいます。お父さんが元気なときに「孫のためにお金は出す」と言っているにもかかわらず、

私の所に来るお客さんも、「**成年後見にしたくない**」といって相談に来られる方が、いらっしやいます。

(4)成年後見人は誰がなるか

成年後見人になるのに資格は必要ありません。

ですから、子供など親族でなれる人がいれば、親族がなるのが一番いいと思います。しかし親族が成年後見人になるのは少数派です。3件に1件くらいです。



なぜか？

右図のような家族で、お父さんが認知症になって、長女がお父さんの成年後見人になろうとします。

成年後見人になると、お父さんの通帳など全ての財産は長女が管理することになります。家族間のトラブルを防ぐために、家庭裁判所は、長女が成年後見人になることについて、お母さんと長男の同意書を要求します。

もし、家族の誰か1人からでも同意書が出されないと、「この家族には何らかのトラブルがあるかも」と家庭裁判所は考え、弁護士や司法書士などの第三者を成年後見人を選んでしまうのです。

このように、成年後見人は誰になるかは家庭裁判所が決めます。何らかのトラブルがある場合や近くに身内がない場合等は、第三者が成年後見人に選ばれることはよくあります。

弁護士や司法書士などの「法律に詳しい人」が成年後見人になると、法律どおりの運用をして、融通がきかなくなります。

しかも、弁護士や司法書士が成年後見人になると、もう一つ大変なことがあります。それは費用です。

(5)費用は？ (第三者が後見人になった場合)

弁護士や司法書士も仕事として、成年後見人になります。そうすると費用が発生します。この費用は家庭裁判所が決めるので、弁護士や司法書士が勝手に決めることはできません。でも、だいたい相場が有ります。月3万円くらいです。年にすると36万円。財産の多い少ないで、この費用は多少前後しますが、おおよそこのくらいかかると思ってください。

つまり、弁護士や司法書士が成年後見人になると、孫のための入学資金は出せなくなり、さらに費用も取られて、踏んだり蹴ったりの状態です。

ですから、実際、成年後見制度は使いづらく、あまり普及は進んでいません。認知症なので、成年後見人が必要な人は500万人程度いるといわれていますが、実際の導入件数は約18万5000人(平成26年末)です。わずか4%程度しか利用していない計算です。ここまで利用されていないのは、使いづらい制度であることも原因の一つだと思います。

(6) 家族信託なら解決できる！

家族信託なら、お父さんが認知症になってもお孫さんの入学資金が出せます。

お父さんが元気なうちに、娘さんである相談者にお金を信託します。

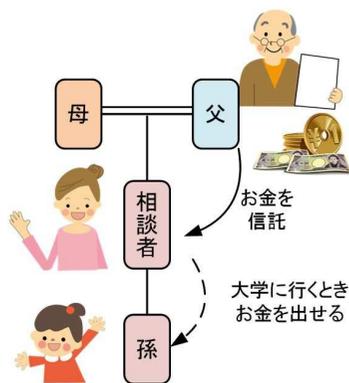
そのようにしておけば、孫が大学に行くとき、信託されたお金からお孫さんの入学資金を出すことができます。

このとき、お父さんが認知症になっても大丈夫です。お父さんに成年後見人は必要ありません。

もし、成年後見人がついていたとしても、信託したお金は娘さんが管理しますので、孫のために入学資金を出すことができます。

万一、お父さんが亡くなられても、相続財産にはなりませんので、トラブルの心配もありません。

このように、家族信託をすることにより、お父さんのお気持ちを実現することができるのです。



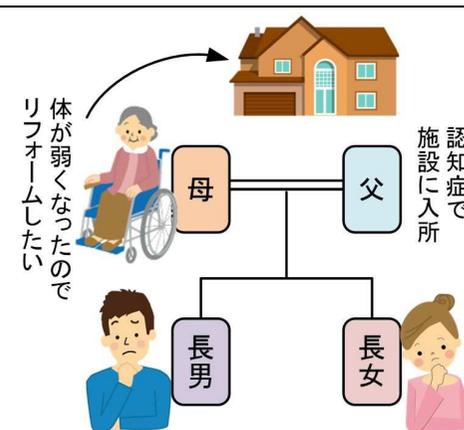
3 お母さんのためにリフォームができない？

【事例3】

私たちの両親のことで相談があります。

母は最近からだ弱くなり、実家をバリアフリーのリフォームをしようと思います。父は認知症で施設に入所しています。

リフォームの融資を申し込もうと銀行に相談に行ったら、実家を抵当に入れさせて欲しいといわれました。実家は父名義で父は認知症です。母のために早くリフォームをしたいです。融資を受ける手続きは進められるでしょうか？



(1) リフォームの融資を受けるのが難しい理由

お母さんのためにバリアフリーのリフォームをしたいとのこと。しかし、リフォーム資金を銀行から借るのがちょっと難しいかもしれません。理由は、お父さん名義の自宅に抵当を入れることが難しいからです。

なぜ、難しいのでしょうか？

それは、自宅を抵当に入れる書類にハンコを押すのは誰か

ということです。

自宅はお父さん名義です。そうするとその自宅を抵当に入れるための書類にハンコを押すのはお父さんです。しかし、お父さんは認知症です。



認知症で判断力がなければ、お父さんは書類にハンコを押せません。例え押したとしても無効です。銀行の担当者も、「お父さんが認知症だから成年後見人をたててください。」と言われるでしょう。

22 ページでも述べたように、成年後見人とは「代わりにハンコを押す人」のことで

(2) 成年後見人をつけたらどうなるか？

しかし、このケースでは成年後見人をたてても、手続きを進めることが難しいのです。

なぜか？

その理由は、お父さんの自宅に関する手続きは、家庭裁判所の許可が必要です。ところが今回のケースでは、許可が難しいと考えられるからです。今回のリフォームはお父さん(本人)のためではありません。お母さんのためです。成年後見人は「本人(お父さん)のため」でないと許可が出にくいのです。

自宅を売ったり、貸したり、抵当に入れたりする場合は、家庭裁判所の許可が必要になります。しかし、売ったり、貸したりが、「本人(お父さん)」のためにどうしても必要でないと、家庭

裁判所は許可しません。リフォームが「本人(お父さん)」のために必要なことであれば、問題ないでしょう。しかし、お母さんのためとなると話が変わります。許可が出る可能性はあると思いますが、こればかりは何とも言えません。許可が出るかもしれませんが、でないかもしれません。

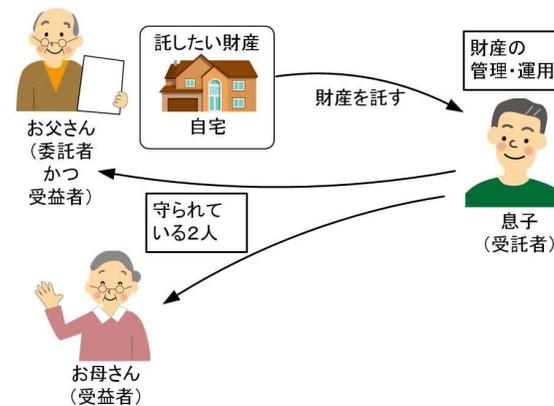
お父さんが元気であれば、自宅を抵当に入れてリフォームをすることはおそらく問題がなかったはずですが、認知症になり、成年後見人をつけるととたんに難しくなるのです。

(3) 家族信託なら解決できる

お父さんが元気なうち(契約ができる判断力がある状態)であれば、家族信託なら解決できました。

お父さんと息子(または娘)で、次の内容の家族信託を結びます。

【お父さん】の家を、【息子】に託すから、
【お父さん】と【お母さん】を頼むよ。



お父さんから、息子さんに自宅を信託します。

家の名義は息子さんに移りますが、実質の所有者はお父さんのままです。

お父さんが病気や認知症などで、施設に入った後でも、お母さんのためにリフォームが必要になっても、問題なくできます。息子さんのハンコで全ての手続きができるからです。

成年後見のように家庭裁判所の許可は必要ありません。

お父さんが亡くなった後は、お母さんや息子さんに完全に名義を移すことができます。遺言は書かなくてもそうなります。家族信託の中で決められるからです。

このように、自宅を息子さんや娘さんなど信頼できる人に信託しておく、お父さんが認知症になっても、亡くなっても、家族を守ることができるのです。

(4)税金はかからないか？

お父さんから息子さんに自宅の名義を移すと、通常、贈与税がかかります。しかし、信託で名義を移した時点はかかりません¹。

名義を移すと不動産取得税も通常かかるのですが、信託で

¹ 家族信託の設計内容によっては、贈与税がかかる場合もあります。しかし、筆者が設計する場合は、通常、贈与税がかからない設計にします。

移した場合は、こちらもかかりません。そのように法律が改正されています。

お父さんが亡くなったとき、最終的には、相続税で処理されます。今回の事例の家族構成では、お父さんの全財産がお金に換算して4200万円以下なら、相続税もかからないこととなります。

固定資産税は、信託後は息子さんに通知が届きますので、これは誰が負担するかは事前に決めておけば良いでしょう。

このように信託で名義を移す場合、多くのポイントで税金が余計にかかることはないのです。

(5)デメリットはないか？

残念ながらあります。それは、お父さんが病気や認知症で、判断力がなくなってからでは、家族信託ができないことです。お父さんが「オレはまだ元気だから大丈夫」と先延ばしにしていると、イザというときに手遅れになり、家族が困ることになります。

こんなケースがありました。

昨日まで元気で車を運転していたお父さんが、朝起きると気持ち悪いと言って病院で検査を受けました。検査結果は「くも膜下出血」。即入院となり、そのまま意識も失い、5年間そのままの状態で亡くなりました。その間、お母さんのために自宅

のリフォームもできませんでした。お父さんの年金や貯蓄も、それまで家族のために使っていたのが、とたんに使えなくなりました。

将来を予測して、事前に準備するのは大変です。しかし、事前に対策を取っておけば、家族はイザというときも安心して生活できます。「転ばぬ先の杖」ですね。

4 空き家になっても自宅が売れない？

【事例4】

私たちの両親は認知症で施設に入りました。両親の住んでいた家は、空き家になっています。名義は父です。



施設に入所

母

父

施設に入所

父は元気なときは、「私が施設に入ったら自宅は売ってもいいよ」と言っていました。



長男



長女

このまま空き家で残しても、

固定資産税の負担や、草取りなどの管理も大変ですので、名残惜しいですが、売ろうと思います。

両親の家を売ることはできるでしょうか？

(1)家は売れるか？

今回の事例のように、お父さんが元気なとき、「空き家になったら家売ってくれ」と言っていたら、お父さんが認知症になった後でも家売れることはできるでしょうか？

残念ながら売ることができないのです。

前回の事例と理由は同じです。

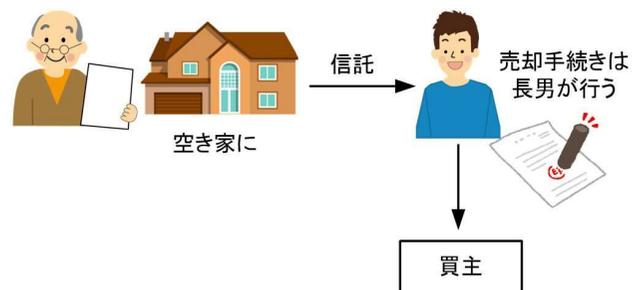
家を売るときハンコを押す人は名義人のお父さん。しかし、認知症なのでハンコは無効です。成年後見人をつけても、自

宅の処分は家庭裁判所の許可が必要です(詳しくは 29 ページ以降で記述しています)。しかし、売却して、お父さんのためにお金を用意しなければいけないなどの事情がない限り、許可は出ません。結果として家が売れないこととなります。

これを書いている私も、何人かの成年後見人をしていますが、ご本人は施設に入って自宅が空き家になっているケースがあります。もう戻ることはないでしょうが、自宅を売却することができません。ときどき草刈りを業者に頼んだりするくらいです。固定資産税も払っていますし、浄化槽の点検も定期的に行っています。ご本人は、今後その家に帰ることはないでしょうから、全くムダなお金です。しかしこれまでの法律ではしょうがなかったのです。

(2) 家族信託なら解決できる

家の名義人のお父さんが家族信託をしておけば、何の問題もなく家を売ることができます。



お父さんが元気なうちに、お父さんから長男(長女でもOK)

に信託しておきます。そうすれば、お父さんもお母さんも施設に入って、自宅が空き家になったら売却ができます。売却の手続きは長男がします。売却したお金は長男が受け取りますが、お父さんのために使えます。お母さんのためにも使ってもいいとか、子供や孫のために使ってもいいと決めておけば、そのようにすることが可能です。つまりこれって「隠居」ですよ。

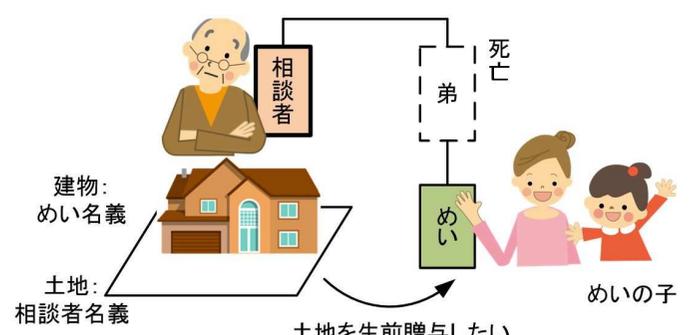
成年後見では、家を売ることも、お金を家族のために使うことができませんでした。しかし、家族信託なら、このような制限はありません。

ですから、お父さんの判断力がなくなる前に家族信託をしておけば、自分の意思を長男が引き継いでくれて、家族も困らなくて済みます。

やはり事前の対策が、後でイザとなったとき効果を発揮しますね。

5 生前贈与をしたい

【事例5】



建物：
めい名義

土地：
相談者名義

相談者

弟 死亡

めい

めいの子

土地を生前贈与したい

私は70代の男性です。

私は親から相続した土地があります。その土地には、姪名義の家が建っており、姪の家族がそこに住んでいます。

姪も子供のために将来学資ローンなどで自宅を担保にお金を借りることもあるでしょうから、姪の自宅の敷地になっている土地を、姪に生前贈与したいと考えております。

しかし、贈与税が問題になりそうです。敷地の評価額は1000万円くらいになるので、生前贈与すると姪に200万円以上の贈与税がかかりそうです。

姪に迷惑をかけずに生前贈与する方法はないでしょうか？

(1) これまでの方法

不動産や大きな額のお金などを生前贈与するときは、贈与税が問題になることが多いです。

何も考えずに1000万円の現金や、1000万円の評価の土地を贈与すると、親子(子が一定の年齢以上)の場合で177万円、兄弟間や子供が未成年の場合、他人への贈与などは231万円もの贈与税がかかってしまいます。

贈与税は、注意しないと大変なことになります。

一方で贈与税は、夫婦間とか親子間で一定の条件を満たすと、贈与税が実質かからなかったり、相続まで猶予されたりする特例があります。ですから、夫婦間や親子間の贈与は、それらの特例を使って贈与することが多いです。

今回は、姪への贈与です。ですから、贈与税がかからない(猶予される)特例を使うことができません。そうすると、姪の自宅が建つ敷地を「良かれ」と思って贈与すると、姪に231万円もの贈与税がかかってしまうことになります。



これまでの方法では・・・

これを避けるためには、贈与税の非課税枠の

敷地

9年かけ

毎年1/9ずつ贈与?

相談者

めい

110万円に収まるように、毎年110万円分ずつ贈与するしかありませんでした。今回の事例ならおおよそ毎年1/9ずつ贈与することになります。そうすると完全に贈与するまで9年間かかってしまいます。その間に相談者が認知症になったりすると、贈与ができなくなってしまいます。

(2) 家族信託を使えば解決できる

しかし、家族信託を使えば、贈与税の心配はなく、実質的な生前贈与ができます。



相談者から姪に、姪の自宅の敷地を信託します。**一括で名義が姪に移ります。もちろん贈与税はかかりません。**

姪に信託すると、姪の自宅の敷地に担保をつけたりする手続きは姪がすることになります。ですから、将来相談者が認知症になっても、姪の子のために学資ローンを組んだりできます。

一方で、敷地についての「利益を得る権利」（「受益権」といいます）は相談者に残します。この場合の「利益を得る権利」とは、例えば敷地を売ったとき誰がそのお金をもらえるかということです。この利益を得る権利を相談者に残したままにすると、贈与税は課税されません。

相談者が亡くなったとき、この受益権を姪に移るようにしておきます。相談者が亡くなると、自宅の敷地は完全に姪に移ります。遺言がなくても、名義が完全に移ります。

(3) 相続税について

相談者が、相続税がかかるくらい資産をお持ちの場合は少

し注意が必要です。相談者が亡くなったときに、姪に相続税が課税されるからです。この場合は、その相続税をどうするかは、姪御さんと相談しておいた方がいいかもしれませんね。

いずれにしても、家族信託を使えば、多額になりやすい贈与税が回避されるので、生前贈与の別な方法としても使うこともできます。

(4) 固定資産税や不動産取得税は？

不動産の名義を移すと通常、不動産取得税がかかります。

1000万円の評価の土地なら30万円くらいになります。けっこう高いですね。自宅を購入した場合などは、優遇される制度があります。

信託を設定した場合には、不動産取得税はかかりません。国も家族信託を推進したいのでしょうね。その代わりに、相談者が亡くなったとき不動産取得税がかかります。

固定資産税はどうでしょう？

固定資産税は、名義人に課税されます。今回の信託をする、次の年から姪に固定資産税の納税通知が届きます。

家族信託をする場合、固定資産税は元々の所有者（今回のケースでは相談者）が払うようにすることが多いです。今回のケースでは、元々姪御さんに生前贈与をしたいというのが話しの発端でしょうから、今後は姪御さんが支払うようにするのもありかもしれません。固定資産税をどうするかは姪御さんと話し合っておくといいと思います。

6 障がいのある子供の生活費の解決方法

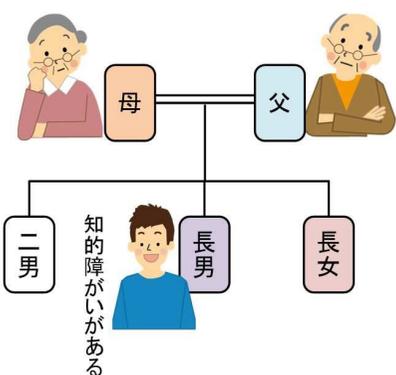
【事例6】

私たち夫婦には、知的障がいがある子がいます。

私たちもそれなりの年齢になってきたので、将来、私たちが亡くなった時に備えて、この子にアパートやお金を相続させるような遺言を書こうと思いま

す。そうすれば、この子もお金の面で困ることはないと思います。しかし、この子がアパートを相続しても管理はできませんし、多額のお金を相続しても、お金の出し入れなどをすることは難しいと思います。

何か良い方法はないでしょうか？



(1) 何もしないとどうなるか？

お父さんが亡くなった場合で考えましょう。

2つ問題がありそうです。

1つ目はお父さんの遺産を、遺された家族で相続する手続きの問題です。

相続人全員で財産の分け方を決めた「遺産分割協議書」に実印で押印する必要がありますが、長男に知的障がいがあるので、この遺産分割協議書に押印できないと考えられます。その場合、「代わりにハンコを押す人」として成年後見人を立てる必要があります。

成年後見人は家庭裁判所で選任してもらいますが、早くても1~2ヶ月はかかります。

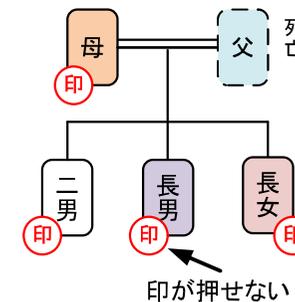
この間は、亡くなったお父さんの預金は解約することができません。

問題の2つ目ですが、相続したアパートやお金の管理は長男ではできないことです。つまり誰かが管理しなければいけません。相続手続きをするために成年後見人が選任されているでしょうが、成年後見人については、

- ・ 財産の運用が、融通がきかなくなる
(本人のためにしか使えない)
- ・ 自宅の処分が難しくなる
- ・ 家庭裁判所から誰が選任されるかわからない
- ・ 第三者が選任された場合、継続して費用が発生などの問題があります。

詳しくは 22 ページ以降で解説しています。

遺産分割協議をするために、長男のために成年後見人を



立てる必要があります、その後は、その成年後見人(誰になるかわからない)が、一生、長男の財産を管理することになります。

(2)遺言を書いていたらどうなるか？

この場合は、遺産分割協議は不要になります。

特に公正証書で遺言を作成しておけば、スムーズに口座の解約手続きができます。

また、お父さんの遺志どおりに財産を継がせることができます。ですから相続手続きがスムーズに進むと考えられます。

一方で、相続手続きが終わってからは問題があります。

やはり長男は自分では財産を管理できません。アパートの契約や、お金をおろしたり支払いをしたりすることが、自分では難しいです。そうするとやはり成年後見人の選任が必要になります。

成年後見人を選任すると、アパートやお金などの財産の管理はしてもらえますが、前に述べたように硬直的な管理しかできなくなる問題は同じです。

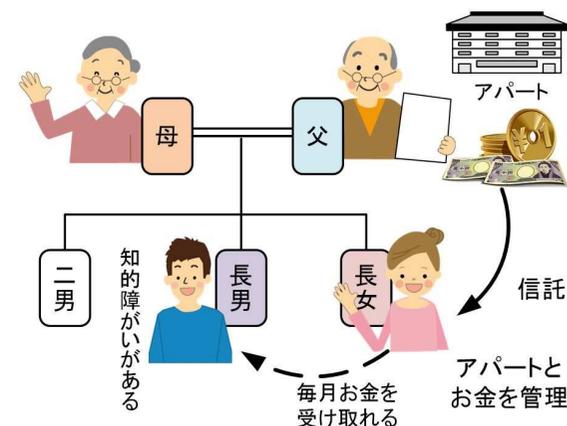
また、障がいのある長男のお世話をしてもらった人(施設)がいても、その人に財産を残せるわけではありません。

長男が亡くなった後、長男をお世話してくれた人に財産を遺すには長男が遺言を書く必要があります。しかし、長男の知的障がいの度合いによっては遺言を書くことはできません。

これでは、長男が亡くなった後、その人(施設)に財産を遺したくても遺すことができません。

(3)家族信託なら解決できる

知的障がいのある長男の面倒を、長女がよく見てくれるなら、アパートとお金を長女に家族信託します。そうすれば、信託された



アパートは長女が管理し、お金は長女が出し入れできます。

信託されたアパートの賃料があるので、長男が生活に困ることはありません。

お父さんが信託したアパートやお金を管理するために、家庭裁判所に成年後見人を選任してもらう必要もありません。

お父さんが亡くなられても、信託された財産は長女が管理していますので、信託された財産については相続手続きも不要になります。

このように、家族信託をしておけば、成年後見人を選任しなくても、長男が生活で困ることがなくなります。

しかも、長男は多額なお金を扱う必要もありません。面倒なアパートの管理(入居の契約や維持修繕、賃料の回収など)をする必要もありません。

(4)長男が亡くなったら

長男は知的障がいがあるので、その度合いによっては、遺言は書けません。



ですから、お世話になった人や施設に財産を渡すことができません。

ところが、お父さんが家族信託をしておけば、長男が亡くなった後、お世話になった長女やその子供、施設などに財産を渡すようにすることもできます。

このとき、長男の遺言もちろん不要です。

(5)長男の普段の生活が心配

障がいのあるお子さんがいらっしゃる方からよく言われることがあります。

「この子の財産管理が何とかなることはわかりました。しかしこの子の毎日の生活の面倒は誰が見てくれるのでしょうか？」

在宅の場合は特に心配だと思います。

最近、このような障がいがある方や高齢者で生活のサポートが必要な方のために、

- 毎日の買い物
- ご飯の用意
- 病院の付き添い
- 急病など緊急時の対応
- 施設の入所の際の身元保証

などなど、このようなサービスを提供するNPOなどが出始めています。「生活安心サポート」などと言うことが多いようです。

財産管理は家族信託で。

普段の生活は生活安心サポートで。

そうすれば、障がいがあるお子さんがいらっしゃっても安心できるのではないかと思います。

7 小さい孫の財産が狙われる

【事例7】

私は80代の女性です。私もそろそろ、後先のことを考えて遺言を書こうと思いました。

私には娘がいましたが、何年前に病気で亡くなりました。私が亡くなったら孫(5歳)にお金を遺してあげたいのです。しかしお金は、父である娘の夫が管理することになると思いますが、彼はお金にルーズなので、お金が孫のために使われないのではと心配しています。

何か良い方法はないでしょうか？

(1) 遺言ではお金が正しく使われない？

相談者が亡くなって、お孫さんにお金が渡っても、お孫さんが小さければ、そのお金は親権者である娘の夫に管理されます。

しかもお金が渡ったときは、相談者は亡くなっています。

ですから、娘さんの夫(お孫さんの父)がしっかりお孫さんのためにお金を使ってくれるかは、相談者ではどうにもならないのです。

(2) 悲しい事件

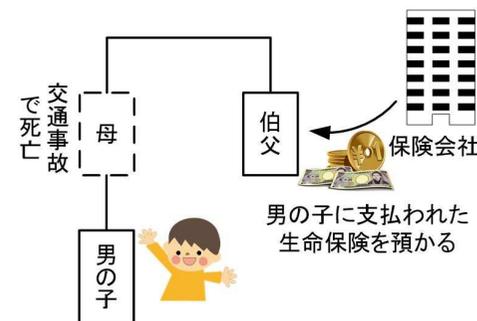
このような事件がありました。

熊本のとある赤ちゃんポストに、ある男の子が預けられました。預けた人は、男の子の伯父。

男の子のお母さんは交通事故で亡くなりました。男の子のためにとかけていた生命保険でした。しかしその子はまだ小さい。男の子の新たな親権者(未成年後見人)として伯父が裁判所から選任されていたので、生命保険金 6800 万円は伯父に支払われました。

ところが、伯父はお母さんの命とも言える生命保険金を男の子のために使うことなく、ギャンブルで浪費。最後には男の子を熊本のとある赤ちゃんポストに預け、失踪してしまったのです。

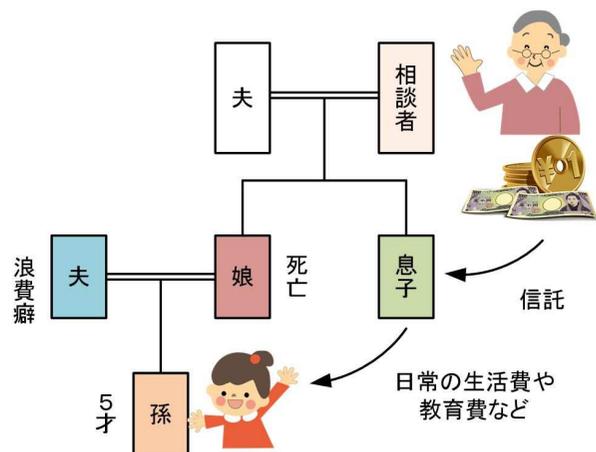
このように小さい子供に大きなお金が行く場合、しっかり管



理してくれる人が必要です。

(3) 家族信託なら解決できる

今回の相談者の事例も家族信託なら解決できます。



お金を、相談者の息子に信託します。お金の用途はお孫さんの生活費や教育費などと指定します。お金は息子さんが管理します。お孫さんは、息子さんから、毎月お金を受け取れる。実際はお孫さんの父が受け取ることになるでしょうが、まとまったお金でないので、いっぺんに浪費されることがありません。

そして、お孫さんに教育資金や結婚資金など、まとまったお金が必要な場合は、息子さんからお金を受け取ることができます。

このように、お金を家族信託することにより、相談者のお金がお孫さんの父(娘の夫)の手に全額まるごと渡ることがないので、お金が浪費されることもありません。例えあったとしても

いっぺんにお金がなくなることはないでしょう。

家族信託にはもう一つ別の効果があります。

相談者が信託したお金は、息子さんの元々の財産と法律上分離されます。万一、息子さんが何らかの理由で破産をしなければいけなくなっても、信託したお金は守られます。

また、必要に応じて、適切にお金が管理されているか確認する人(信託監督人)をつけることもできます。

遺言で大きなお金を渡すと、お孫さんがまだ小さければ、お金が正しく使えるかわからないですが、家族信託をすることによりそのような不安がなくなります。

(4) 今回のケースでは別な方法もあります

今回はお金を管理できない子供に大きなお金を渡す場合の管理方法をどうするかという問題でした。他には、知的障がいがある人に渡す場合、認知症などの人に渡す場合などがあります。このような場合は別な方法もあります。

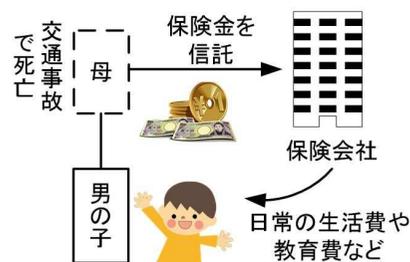
一つは、教育資金贈与の制度です。お子さんやお孫さんのために教育資金としてなら1500万円までなら贈与税がかかりません。ただちょっと注意すべき点があります。

- お金は所定の手続きをして銀行に預ける
- 教育資金以外ではお金は使えない
(引き出すとき領収書などが必要)

- ・ お子さんやお孫さんが 30 歳になったとき、残ったお金は贈与とされるので、残ったお金には贈与税がかかる
- ・ この制度は平成31年3月31日まで
チョット使いづらい点がありますが、事前に大きなお金を渡しておける点では利用する価値はあると思います。

もう一つは生命保険を信託することです。

先の熊本の赤ちゃんポストの事件も生命保険信託を活用すれば、あのよ
うな悲しい事件にならな
かったかもしれません。



保険金を保険会社に信託していれば、お母さんが亡くなっ
てもいっぺんに大きなお金が支払われることなく、少しずつ支
払うこともできますし、まとまったお金が必要ならそれに応じて
支払うこともできます。

この生命保険信託は小さいお子さんや、知的障がいのある
方などが保険金の受取人になるケースでは、とても便利だと思
います。

8 トラブルなく生前に財産を渡したい（隠居）

【事例8】

私は70代男性です。自宅の他にアパートと企業に貸して
いる土地を持っています。

私の親戚のことですが、その親戚が亡くなったあと、それ
まで仲の良かった子供たちが相続で争っているのを目の当
たりにしてきました。

私も子供が二人います。今は仲がいいのですが、私が亡
くなった後はどうなるかわからないので、私の財産は今
うちに生前贈与しておきたいです。

アパートは長女に、貸地は長男と考えています。

しかし、生前贈与すると多額の贈与税がかかってしま
います。何か良い方法はないでしょうか？

(1) 遺言の難点

遺言(遺書ではないですよ)で、アパートは長女に、貸地は
長男に相続させると指定しておけば、そのように実現される可

能性は高いです。

なぜ、「可能性が高い」と表現したのか？

遺言には主に3つの難点があります。

一つ目の難点は自分が亡くなってからでないとな効力が生じないことです。目の黒いうちに財産を渡せないのです。遺言が見られるときは当の本人は亡くなっています。遺言書を開いたとたんに兄弟間でケンカになったケースもありました。「親父がそんな遺言を書くわけがない」、「この遺言では納得できない」などと争いが生ずることがあります。

二つ目の難点は、形式が整っていないと無効になる点です。遺言の作成方法は法律に詳しく規定されています。この方法を守ってないと無効になることがあります。例えば、遺言の日付は最後までしっかり書かなければならず、「平成28年5月吉日」という書き方だと、遺言は無効になってしまいます。

三つ目の難点は、相続人全員(今回の事例では、母、長女、長男の3名)で話がまとまれば、遺言のとおり財産を分けなくても、法律的に問題になりません。つまり、せっかく書いてもそのように実現されない場合があるのです。

このように遺言には難点があります。

ですから、トラブルを防ぐためや、自分の希望どおりに財産を引き継いでもらうには、「目の黒いうちに渡すこと」が一番いい方法です。

つまり「生前贈与」です。

(2)かつては隠居できた

かつて日本にはとてもいい制度がありました。

「隠居」です。

「私はおまえに任せた」といって、隠居できました。そうすると財産も後継者に移りました。任せたと言った本人(ご隠居)はまだ元気ですから「生前贈与」です。戦前の法律では、隠居すると財産が後継者に移りますが、税金がほとんどかかりませんでした。例えば、現在の価値で3000万円の財産があったとしても、隠居(生前贈与)してかかる税金は6万円くらいでした。

(3)今は贈与税が障がい

しかし、今はとても高額な贈与税がかかります。

3000万円の財産を子供に生前贈与すると、1035万円！も贈与税がかかります。これではとても生前贈与(隠居)できません。

一方で、遺産総額が3000万円なら、遺言で財産を亡くなってから渡すと相続税は0です。

ですから、現在の法律は生前贈与(隠居)がとても難しいのです。国は「生前に渡さないで、なくなってから渡してね」と言っているのです。

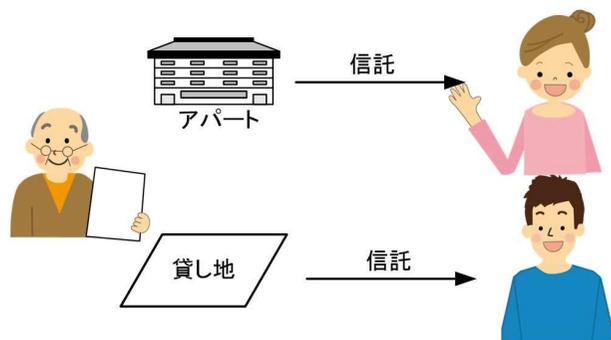
しかし、先に述べたように生前贈与は、

- ・ 子供たちの中でトラブルになりにくい
 - ・ 自分の希望したとおりに渡せる
- という特徴があります。

昔は、相続トラブルはあまり聞かなかったと思います。しかし、今の制度になってから、相続トラブルは頻繁に起こるようになりました。今の制度では相続トラブルが起きやすいのです。

(4) 家族信託なら解決できる

新しくできた「家族信託」なら、事実上の生前贈与(隠居)が可能です。

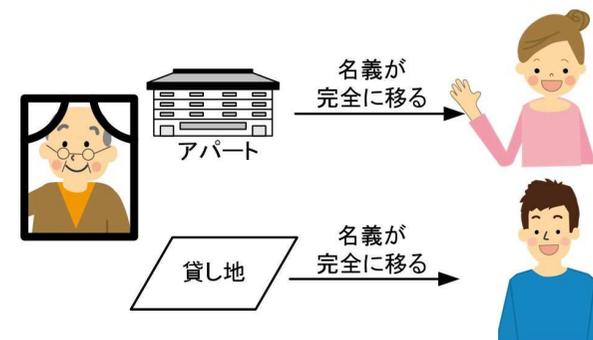


アパートは長女に、貸地は長男に信託します。

こうすると、アパートの名義は長女に、貸地の名義は長男に換わります。そして、アパートや貸地もそれぞれ子供たちが管理します。ですから隠居のように「おまえに任せた」と言えるわけです。

一方で、賃料は家族信託の中で、お父さんが今後も受け取るようにします。こうすることにより、贈与税は全くかかりません。

そして、お父さんが亡くなると名義が子供たちに完全に移ります。つまり賃料については、アパートは長女が、貸地は長男が受け取れるようになります。



子供たちも、生前にお父さんから信託を受けたのですから、「そんな信託はウソだ」と言うはずはありません。なぜなら、信託契約書にはそれぞれ、長女も長男もハンコを押すからです。

このように、家族信託を使えば、生前に財産を自分の思ったように渡すことができ、自分が亡くなった後も、トラブルを未然に防ぐことができます。

まさに、「隠居」が実現できます。

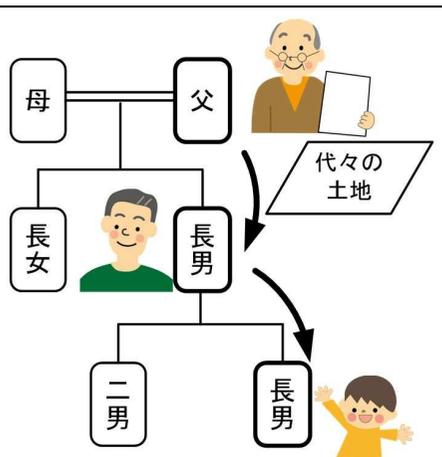
9 財産は長子の家系に引き継がせたい（家督相続）

【事例9】

私の家系は先祖代々受け継いだ土地があります。

私も先代からその土地を受け継いできました。今後もそのように受け継いで欲しいと想っております。そのために、遺言を書こうと思います。その土地を長男、更にその次も長男に受け継いで欲しいです。もちろん長女にもそれなりの財産を渡すつもりです。ところが遺言では、自分の次の代しか決められないと聞きました。私の次もその次も、代々受け継いだ土地を守って欲しいと想います。

何か良い方法はないでしょうか？



(1) 遺言は最低限必要

先祖から受け継いだ土地や財産、事業がある場合、それが次の代にも更にその次の代にも確実に受け継いで欲しいと願うでしょう。次の代に確実に渡す。それが財産や事業を受け継いだ自分の責任だと。

そのために、遺言を書くのは重要です。むしろこのような人

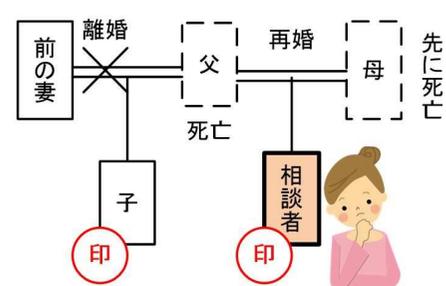
は遺言を書くのは必須とも言えます。書こうと思えば遺言は5分で書くことができます。このたった5分で書ける遺言がないために大変苦労された人もたくさんいらっしゃいます。

(2) 遺言がなくてすごく苦労された例

相談者の女性はお父さんを亡くされました。

お父さんは再婚で前妻との間に子供がいます。

お父さんの財産の相続手続きをするには誰のハンコがいるでしょうか？



お父さんには前妻との間に子供がいるので、相続手続きにはその人のハンコが必要です。その人とは会ったことも話したこともないという相談を良く受けます。一度も話したことがない人に対して、次のようなことをお願いしなければいけません。

「あなたのお父さんが亡くなられたので、相続手続きのために、書類に実印で押印と印鑑証明書をください」

もちろん、財産をどのように分けるか合意が必要ですが、会ったこともない人にこのような重大なお話をしなければいけないのは残された人にとって、とても大きな不安になります。

もし、お父さんが遺言を残していたらそのような不安はなくて済みました。遺言は、書き方さえ知っていればたった5分で書くこともできます。

(3) 5分で遺言を書く方法

遺言は大きく分けて、自分の手書きで書く方法と、公証役場で作る方法の2つがあります。法律上の効果は同じです。

手書きで書く遺言なら5分で書けます。この5分で書いた遺言があるかないかで、遺された家族がすごく苦勞するかしないかが決まります。であれば、遺された家族のために簡単でもいいので遺言を作っておくべきでしょう。

手書きの遺言の法律上のポイントは、4つです。

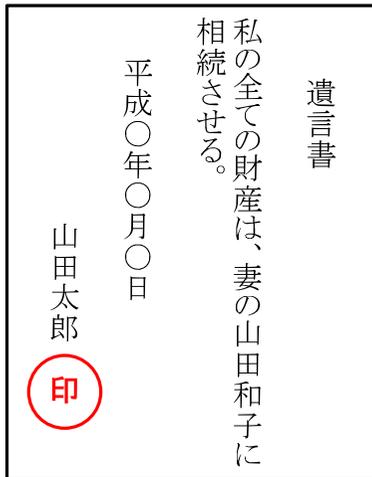
- ・ 全部手書きで書く
(ワープロは不可)
- ・ 日付
- ・ 名前
- ・ ハンコ(認め印でOK)

紙は、何でもOKです。封筒に入れる必要もありません。

文案は右のようなもので大丈夫です。こんな簡単な遺言でもあるとないとは全く違います。

もちろん細かいことを考えたら、もう少し工夫すべき点があることは事実です。しかしそうすると、少し長くなり、書くのがおっくうになります。専門家にも見ってもらう必要も出てきます。

しかし、この5分で書ける遺言があるかないかで、本当に違



5分で書ける遺言の文例

ってきます。

ただ一点だけ。家族に見つけてもらう必要があります。ですから、遺言を書いたら、家族に遺言を書いたこととどこにしまっ
てあるかはお伝えください。

- ・ 再婚してそれぞれに子供がいる人
- ・ 子供がいない夫婦

などは、特に相続関係が複雑になりますので、遺された家族のために、遺言は必須と思います。

(4) ところが遺言にも限界が

子供のいない夫婦や、再婚してそれぞれに子供がいる人など、遺言は「ある」と「ない」とでは全く異なりますが、それでも限界があります。

それは、自分の次の代しか決められないことです。



お父さんが遺言で決められるのは、自分が亡くなったら誰に財産を引き継がせられるかです。事例では長男ですね。その長男が亡くなったら誰に引き継がせるかは遺言では決めることができないのです。例え書いたとしても、法律的に効果は

ありません。

「代々この土地は、〇〇家の長子が引き継ぐこと」

という定めは、戦前の家督相続があったときまでは可能でした。しかし、戦後、民法が新しくなってからは、法律上有効な方法ではできなくなりました。

(5) 家族信託なら解決できる

ところが新しくできた制度の家族信託なら、これが簡単に解決できます。



家族信託では、その財産を持つことによる利益を誰がもらうかを指定します。この利益をもらう人を「受益者」といいます。

例えば、人に貸している土地なら誰が地代をもらえるか、自宅なら誰が住めるか、お金なら誰がそのお金を使えるか、ということですね。全て、利益をもらう人(受益者)です。

この受益者を家族信託では何代にもわたって指定できます。ですから、お父さんが先祖代々の土地を家族信託すれば、その土地を何代にも渡って誰が引き継ぐか指定ができます。

先祖代々の土地は、「創業200年」といった何代も受け継ぐ

事業をやっている家ならその事業に使っていることが多いと思います。店舗や工場などの敷地ですね。造り酒屋なら酒蔵の敷地もそうでしょう。伝統が長く続き、後継者がいても、相続で財産トラブルになると事業が分裂してしまうことがあります。ですから、相続はとても重要です。

このように、何代も続いている場合は、予め継ぐ人をおけるとトラブルもとても少なくなります。ですから、「家督相続」は、代々続けるにはとてもいい制度だったと思います。

日本が戦争に負けてアメリカから法律が持ち込まれて、家督相続がなくなってしまいました。ところが、平成19年に改正された法律で家族信託が使えるようになりました。家族信託を使えば「家督相続」を復活できます。

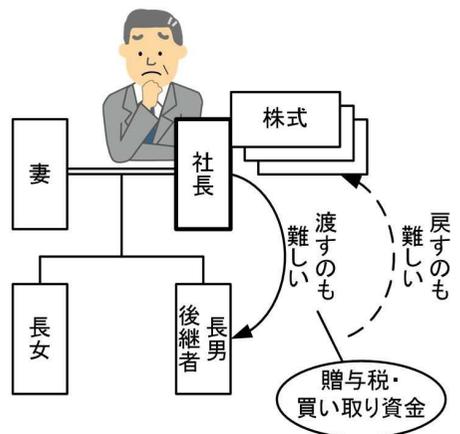
このように、代々引き継ぐ人をおきたい財産がある場合は、家族信託を使えば「家督相続」を実現できます。

10 会社の株を渡したい（自社株信託）

【事例10】

私は製造業を営んでいます。今年 70 才になりました。長男が専務として会社に入っています。将来は長男に会社を継いでもらいたいと思っています。

最近、会社の株を含めた相続対策について、税理士の先生や金融機関からいろいろ言われるようになりました。いろいろな方法があるようですが、よくわかりません。どのように進めたらいいのでしょうか？



(1) これまでの方法では・・・

戦前なら、隠居と家督相続により、会社の株を渡すことは簡単でした。「家督を長男に渡すことにした。みんな頼むよ」と宣言して、先代は隠居。後継者は株を持つことにより、実権を握りました。贈与税（相続税）もほとんどかかりません。ピンチになれば先代が助けてくれました。そして後継者も一人前に育っていきます。ですから日本は有数の長寿企業がある国になったのだと思います。

株を後継者に渡す方法としては大きく3つありました。

- ・ 生前贈与
- ・ 売買
- ・ 遺言

しかし、これら3つの方法も隠居や家督相続に比べると、財産を渡す方法としては不便です。

① 生前贈与

いっぺんに贈与すれば多額な贈与税。少しずつ贈与すると、長い年月がかかります。その間に先代に万一のことがあつたら贈与ができなくなります。

後継者が不適格でも、株を返してもらう事が困難。

② 売買

後継者に買取資金が必要です。通常は融資を受けますが、大きな利息負担が生じます。また、先代に多額の譲渡取得税が課税される場合があります。

後継者が不適格でも、株を返してもらう事が困難。

③ 遺言

先代が死亡して初めて株が渡るので、株を生前に渡して、後継者を試すことも、助けることもできません。先代が株を持ったまま認知症や脳卒中などで判断力がなくなると、役員を選任など会社の運営に支障が生じる場合があります。

このように、隠居や家督相続と比べると、現代の法律では株

を渡すには問題となる点があります。

(2) 家族信託なら解決できる

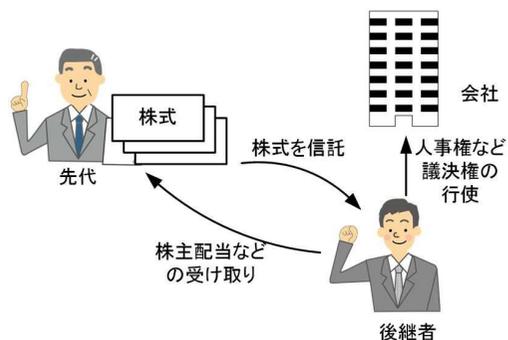
ところが家族信託ならこのような問題が解決できます。隠居と家督相続の制度が復活です。

① 相続発生前

株を後継者に信託します。これにより議決権は後継者に渡り、後継者は会社の実権(例えば人事権)を握ります。一方で、必要に応じて、先代にも後継者の会社運営に指図ができる「指図権」を残します。ですから後継者が完全に実権を握るわけではありません。このような仕組みを作ることにより、後継者の適性を試しつつ、後継者を一人前に育てることができます。

また、配当をもらう権利などの受益権は先代に残すので、会社の実権(人事権など)を渡しても、贈与税はかかりません。

これまでは、会社の実権を渡すには、株を贈与や売買、相続まで待つしか方法はありませんでした。しかし、家族信託なら、信託契約書だけで、贈与税もかからずに会社の実権を渡すことができます。



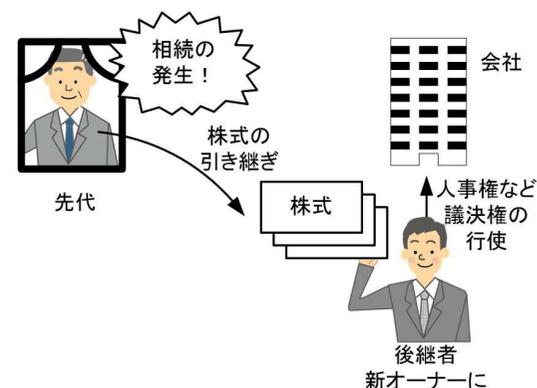
先代が元気なうちに、会社の実権を渡せるので、先代が認知症などになっても、後継者がすでに実権を握っており問題は生じません。

また、受益権を少しずつ贈与するなど、相続税対策も可能です。

② 相続の発生

先代が亡くなると、受益権(配当をもらえる権利など)も後継者に渡ります。もちろん、受益権を配偶者など、別な人に渡してもかまいません。このとき相続税で処理されます。

このように家族信託では遺言と同じことができるのです。それどころか、妻が亡くなったら子供、子供が亡くなったら孫、などと、何代にも渡って受け継ぐ人を指定できます。これは遺言ではできないことです。



最終的に、受益権が後継者に渡れば、株の譲渡が完全に

完了です。このとき信託が終了となり、後継者がオーナーとして会社を運営していきます。

③ 後継者が不適格なら

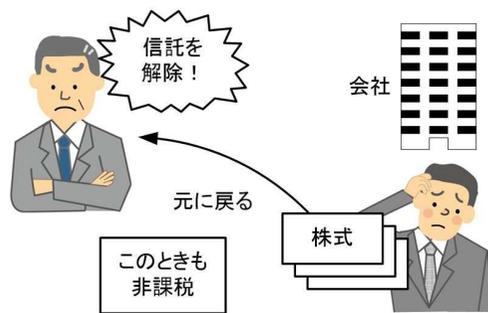
せっかく株を渡し、実権を渡しても後継者が不適切な場合も家族信託なら対処できます。

先代1人の判断で信託を解約できるのです。

このときも、贈与税等の課税はありません。行きも非課税なら帰りも非課税です。

ですから家族信託なら、後継者に会社の実権を渡した後も、後継者が不適切な場合や、不幸にも事故や病気になった場合にも対処できます。

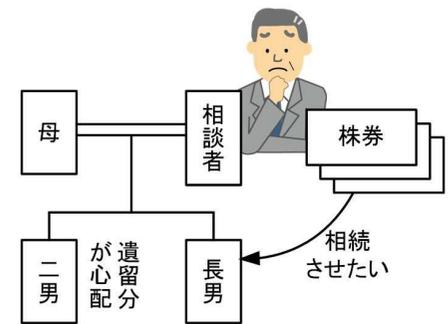
隠居して後継者を見まもりながら、事業の引き継ぎができるのですね。



1.1 遺留分の請求が心配

【事例11】

私は会社を経営しています。私の後継者は長男ですので、株は長男に相続させたいと思っています。しかし、私には会社の株以外にめぼしい財産はなく、二男から遺留分を請求されたら、長男は遺留分を支払うことがとても難しいと思います。



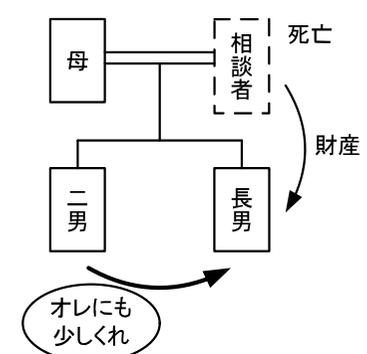
もちろん株を少し渡すことも考えられますが、会社に関係ない人が株を持つのはできれば避けたいです。

遺留分対策もでき、株を一部渡すことも避けられるいい方法はないでしょうか？

(1) 遺留分とは

相談者から、遺言などで株やお金、不動産などの財産を長男に渡します。そうすると、財産をもらえない二男は不公平と思い納得できないでしょう。

そこで、法律は、「オレにも少しくれ」という権利を認めました。こ



れが遺留分です。

遺留分の請求を受けると、長男はお金や相続した株など二男に渡さなければいけません。

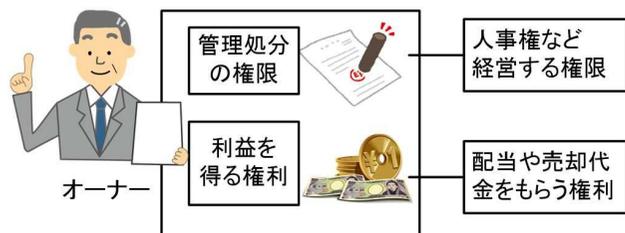
お金があればいいのですが、お金がないときは大変です。

今回の事例では長男は株を相続しました。株は売るつもりもないし、売れるわけでもないのに、帳簿上の財産価値だけは高くなっていることがあります。数千万や数億になることも希ではありません。

そうすると、会社の株という、会社の権限が一部会社をあまりよく思っていない二男に渡ることになり、会社の経営に支障が出る場合もあります。

(2) 株とは何か？

こんな株ですがどんな意味があるのでしょうか？



株には2つの機能があります。

1つは「人事権」など、経営する権限です。株を持っている人が会社の人事権を握り、経営判断をします。簡単に言うと「ハンコの権限」です。

もう1つは「利益をもらう権利」です。配当や株を売ったとき

の売却代金をもらう権利です。簡単に言うと「お金の権利」です。株の財産的価値は、この「お金の権利」にあると言えます。

今回の事例では、長男が会社の後継者でした。ですから長男が人事権を握る必要が絶対にあります。もし長男が人事権を持っていなかったら、長男は後継者として社長になっても、いつでもクビにされる可能性があり、会社の経営が不安定になります。

ですから、後継者に株を持たせることはとても重要なのです。

(3) 二男に株を渡すと大変

二男が遺留分を請求すると言うことは、兄弟間でケンカが起こるようなものです。遺留分の請求があると、残念ながら関係の修復はかなり難しいです。

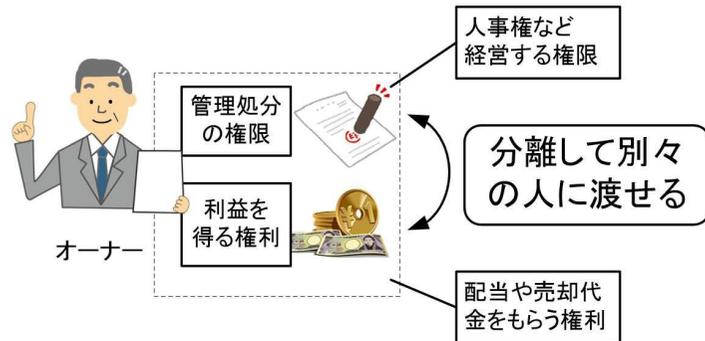
「一生、二度と顔を合わせたくない」となるでしょう。

遺留分の請求を受け、お金で解決できれば、まだましです。お金がなければ、二男に株を一部(事例では1/8)渡さざるを得ません。

株には人事権があります。仲が悪くなった二人が、それぞれ人事権を持つのです。これでは会社の経営が上手くいくはずがありません。

ですから、会社の代替わりにおいては、遺留分に対しては十分に注意をする必要があります。

(4) 家族信託を使った対処法



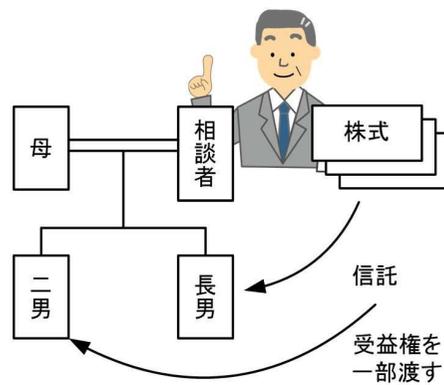
信託の大きな特徴に「ハンコの権限」と「お金の権利」を分けられる、というのがあります。この「お金の権利」を信託の世界では「受益権」といいます。

株を長男に信託すると、人事権などの「ハンコの権限」は長男に渡ります。配当をもらう権利などの「お金の権利」(＝受益権)を後継者だけでなく、二男にも渡せばいいのです。

そうすれば、後継者である長男が人事権を完全に掌握できます。

二男にも遺留分に対応するくらいの「お金の権利」(＝受益権)を渡しているのです、二男はこれ以上、遺留分の請求はできません。

長男はお金を用意する必要もなく、人事権も完全に握れま



す。二男には「お金の権利」を一部渡しているのです、今後は配当を出せばいいのです。

このように、家族信託を用いれば、遺留分に対応した事業承継が可能になります。

(5) 遺留分の対応 その他の事例

信託を使った遺留分の対応は、他にも応用できます。

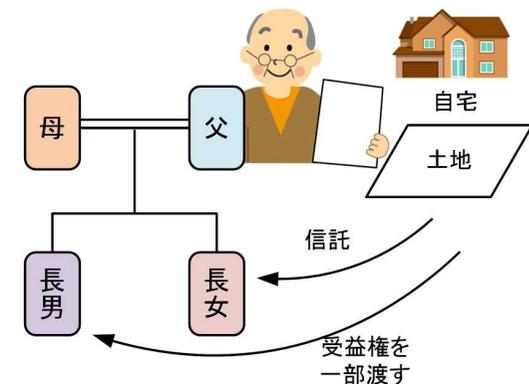
不動産を持っているけど、現金があまりない場合です。

不動産を長女に相続させたい。しかし長男からの遺留分に対応したいケースです。

不動産が共有になると、不動産を人に貸したり、担保に入れたりなどするとき、共有者全員の合意が必要です。共有者の意思疎通ができていればいいのですが、そうでないと何もできなくなります。

家族信託なら対応が可能です。不動産を長女に信託します。そうすれば「ハンコの権限」は長女に移ります。不動産のハンコの権限は、その不動産を管理する権限です

そして、「お金の権利」である受益権を一部長男にも渡しま



す。不動産の「お金の権利」は貸し地なら賃料をもらえる権利
ですし、自宅なら住める権利です。

こうすることにより、不動産の共有を防ぐことができ、長女は
多額の現金を用意する必要もありません。また、遺留分のトラ
ブルも防ぐことができるでしょうから、姉弟間の関係も壊れるこ
ともないでしょう。

このように、家族信託を使えば遺留分にも対応することがで
きます。

第3章

家族信託

よくある質問

1 投資信託とは違う？

投資信託とは違います。

家族信託(民事信託も同じ意味です)は投資とは全く関係ありません。

だけど、同じ「信託」という名前がついていますので、仕組みは同じです。

しかし、家族信託と投資信託は、管理する人(受託者)や目的が違います。

種類	管理する人 (受託者)	目的
投資信託	信託会社	利益を出すこと
家族信託 (民事信託)	家族など (信頼できる個人や法人)	家族や自分を守る 望む人に財産を渡す

このように家族信託と投資信託は、同じ信託でも全く別物です。

2 信託銀行を通さなくて大丈夫？

大丈夫です。

それまでは、信託銀行や信託会社を通さなければ、信託を

することは事実上できなかったのですが、小泉内閣(平成13年～平成18年)の規制緩和のおかげで、信託銀行や信託会社を通さない個人間の信託(家族信託)が、簡単にできるようになりました。

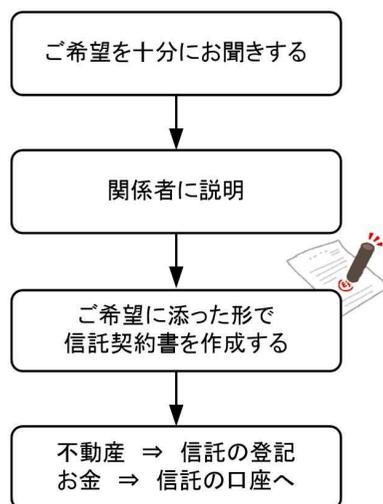
信託銀行や信託会社ではなく、家族に信託できるから「家族信託」というんですね。

もちろん家族信託では自分が作った法人に信託することもできます。

3 家族信託をするには、どのような段取りになりますか？

まずは、どのようなことでお悩みか、どのようなことが不安か、そしてどのようなことを実現したいかを十分にお聞きします。このために、必要があれば、何度も何度もお会いしてお話をうかがいます。

その次は、関係する人や会社に説明です。特に融資が関係するような場合は金融機関からの理解は必要です。関係する人や会社から了解を得てから、次の段階に進みます。



ご希望に添った形で信託契約書を作ります。ご本人に中身を説明してご希望に添ったものになっていれば、信託契約書に署名・押印をします。

必要があれば公正証書で作る場合もあります。

そして、その信託契約書に基づいて、不動産であれば、信託の登記をして、お金は信託のための口座を作成し、その口座にお金を移します。

会社の株は、信託の承認決議が必要な場合もあります。

ここまで来れば、家族信託(民事信託)が完成です。

しかし、家族信託は何十年も続く可能性がある契約です。その後も必要に応じてサポートを続けます。

4 信託できる財産は？

財産的なものなら、何でもできます。

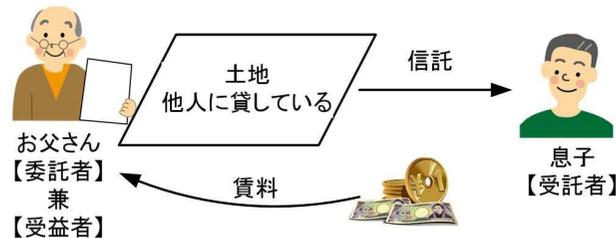
お金、不動産、会社の株、投資信託や国債などの有価証券、著作権なども信託できます。



ですから、財産的なものであれば、信託は可能です。

5 税金はどうなる？

不動産を信託した例で考えましょう。



お父さんが所有している土地を息子に家族信託しました。この土地は他人に貸しているので、賃料収入があります。信託した後も、この賃料収入はお父さんが受け取るように設定します。

この場合、4種類の税金について考える必要があります。

(1) 贈与税・相続税

この場合、贈与税はかかりません。

贈与税や相続税は、利益をもらえる権利がある人(受益者)を所有者とみなします。

信託する前はお父さんの名義でした。賃料はお父さんがもらっていました。信託した後も賃料は、引き続きお父さんがもらいます。つまり、税金的には名義が換わっていないと見ますので、贈与税はかかりません。

お父さんが亡くなって、賃料をもらう人(受益者)が別の人に移ると、相続税がかかります。

(2) 所得税

お父さんに課税されます。

信託した後も、お父さんが賃料を受け取ります。ですから、賃料はお父さんの収入になりますので、お父さんに所得税が課税されます。

(3) 不動産取得税

課税されません。

不動産の名義が換わると、新しい名義人に不動産取得税が課税されます。しかし、信託で名義を移した場合は特例があり、不動産取得税はかかりません。

信託が終了するとき、元々の名義人や、その相続人以外の人が不動産を受け取ると、不動産取得税がかかります。

(4) 固定資産税

信託を受けた息子に課税されます。

固定資産税は名義人に課税されるルールです。ですから、信託により名義が移れば、名義を受け取った人に、次の年から固定資産の納税通知が届きます。

しかし通常は、賃料を受け取る人(受益者、事例ではお父さん)が固定資産税を負担するように信託の内容を定めます。

このように、税金について信託をする前とした後で変わるの
は、固定資産税だけです。

会社の株を信託する場合は、受益者を元々のオーナーに
するのなら(通常はそうします)、設定時には贈与税はかから
ず、所得税も変わらないことになります。

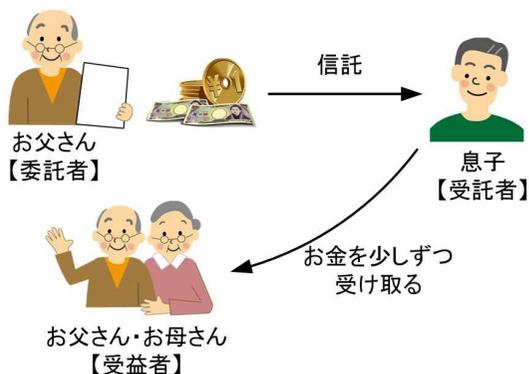
6 受託者が悪いことをしたら？

自分たち夫婦
が、判断力がなくな
ったときに備え
て、お金を息子
に信託した場合
で考えましょう。

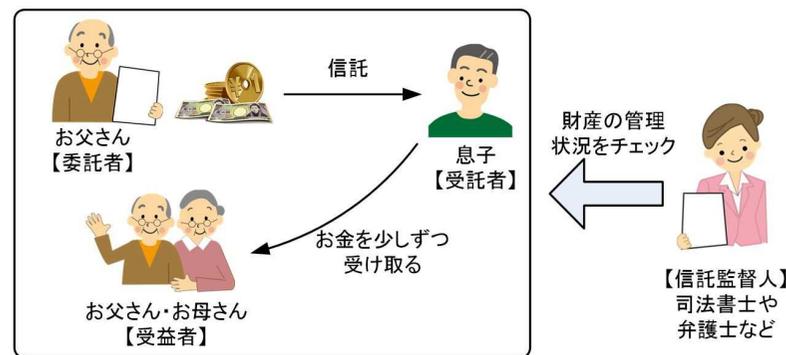
この場合、もし
息子がお金を使
い込んだらどうなるでしょう。

もちろん契約違反ですし、場合によっては犯罪(業務上横
領罪)になることもあり得ます。しかし、使い込み自体を防止す
ることは難しいです。**信託**は「**信**じて**託**せる」人に託す必要が
あります。

しかし、これだけでは不安な場合もあると思います。このよう
なとき、財産を託された受託者がちゃんと財産を管理している



かチェックする人を置くことができます。このような人を「信託監
督人」といいます。



信託監督人を、信頼できる親戚や、司法書士や弁護士など
の専門家に頼むことにより、財産を託された受託者がしっかり
管理しているか、チェックすることができます。

このように信託監督人を置くことにより、より安心できる信託
にすることができます。

7 家族信託をすれば、遺言はなくても大丈夫？

依頼された多くの方は遺言も一緒に作成しています。

家族信託は、土地や、会社の株など、特定の財産だけを対
象にします。したがって、家族信託が対象としていない財産を
どうするかを遺言で定めておくことをお勧めしております。

ですから、家族信託を依頼された方のうち多くの方は、遺言
も一緒に作成されています。

8 家族信託はどんな専門家がいますか？

家族信託を専門とするプロに、設計を依頼することをお勧めします。

家族信託は場合によっては数十年続くこともあり、長期にわたる契約です。場合によっては、家族信託で重要な人が病気になるったり亡くなったりすることもあるかもしれません。ですからそのようなリスクにも対応した内容にしておく必要があります。

長い時間が過ぎる間には事情も変わることもあるでしょう。そのときに柔軟に対応できる内容にもしておかなければなりません。

また、家族信託は実は終わらせ方も難しいのです。そのときの家族構成はどうなっているか、様々な場面を想定して設計する必要があります。

税金でも、場合によっては多額な税金が課税されることもあり注意が必要です。

このように家族信託は様々な状況に対応し、不意な税金が課税されないように設計する必要があります。

ですから、弁護士、司法書士、税理士、行政書士などの専門家であれば誰でもできるわけではなく、家族信託を専門に扱っているプロに設計を依頼することをお勧めします。

9 費用はどれくらいかかりますか？

専門家ごとに費用は異なります。事前に説明を聞いて納得

してから依頼してください。

しかし、これでは全く見当がつかないでしょうから、おおざっぱな目安をお伝えします。

例えば、資産の評価額が5000万円程度の場合、費用はおおよそ次のとおりになります。

某 大手コンサルタント	500万円～
某 大手会計事務所	200万円～300万円
某 信託銀行	150万円～
かわさき事務所	80万円～ (平成28年6月時点の費用)
何もしないと	数百万～数千万円

※ この他に、登記の登録免許税などの実費が必要になります。

当事務所が一番安いですが、これには理由があります。

当事務所は、家族信託に特化した事務所であり、それに対応するために必要最小限の少数精鋭の人員にしております。そのため、間接費の大幅カットが可能です。信託銀行や大手コンサルタントのような大きな総務部門を持つ必要も、その人件費を払い続ける必要もあります。

また、事案に応じて外部の専門家と連携しております。

つまり、それらの専門職を常時抱えているわけではないので、こちらでも人件費を抑えることができます。結果として費用

を低廉に抑えることができるのです。

といっても、数万円の費用ではできません。

家族信託は、依頼者ごとに事情が異なるので、1件1件オーダーメイドで作成します。依頼者の方や関係者と何度も何度も打合せをして、ときには数ヶ月もの期間、お話しをお聞かせいただくこともあります。作成には高度の専門性も要求されます。また、家族信託は長期にわたる契約でもあるので、その分責任も重いとと言えます。多くの準備、高度な専門性、重い責任がかかる手続です。医療の分野で例えれば、盲腸の手術と、心臓のバイパス手術の違いです。

したがって、家族信託の設計にあたっては、ある程度の費用をいただいております。

一方で何もしないことは最もリスクが高くなります。

あなたの周りでも相続のトラブルになった人はいないでしょうか？相続関係でトラブルになると、弁護士さんに依頼したり、相手に相当な金額を支払ったりで、大きなお金が必要になります。ですから、ある程度の費用をお支払いしても、事前の対策をしておくことが結局は安上がりです。

そうすれば家族も安心でき、自分自身も安心できると思います。

あとがき

家族信託を設定された女性が、手続が終わった後、私に一冊の本を渡しました。

「川寄先生、この本を読んでください。この本には今の日本が乗り越えなければいけないことが書かれています」

その女性は、自分の財産を引き継ぐ人を2代先まで決めておきたいということで家族信託の設定のご依頼をされました。

最初の相談では、自分の財産の行く末や家族のことをとても心配していました。しかし、家族信託が完成するととても安心されていました。そして、安心したからか、別なことに目を向けられていました。

この女性は、これまでの人生で大変苦勞したようでした。そして、家族のために大変尽くしてきたとのことでした。

友達も多いようで、礼儀正しく、周りから親しまれる女性です。

このような方が法律を味方につけて、悩みや不安の解決のお手伝いをできたことをとても嬉しく思いました。

では、この女性はなぜ法律を味方につけることができたのでしょうか？

人生を苦勞されてきたからではありません。礼儀正しかったからではありません。周りから好かれる人だったからではありません。

せん。

家族信託という法律を知ったことができたからです。

法律は、知っている人の味方です。

この女性の悩みは、遺言や生前贈与などでは、解決することは不可能でした。しかし、家族信託では簡単に解決できました。つまり、家族信託を知ったからこそ法律を味方にできたのです。

法律は、知っている人の味方です。

私がこの冊子を通じて家族信託をお伝えしたのは、あなたに、家族信託のことを知って欲しいからです。

そして、ここまで読み終えたあなたは、家族信託のことを知ったと思います。

今、法律は、あなたの味方です。

そして、あとの冒頭の女性のように、あなたも抱えている不安や悩みを解決したらどうしますか？

きっと新しい世界が見られるようになると思います。

川崎 一夫（かわさき かずお）

司法書士、中小企業診断士
新潟県司法書士会 副会長



大学卒業後、東京でコンサルタント会社に入社。国土交通省などを主なクライアントに官庁業務の電子化の提案を行う。帰郷にともない司法書士を目指す。

平成26年、司法書士かわさき事務所を開設。

遺言や成年後見に代わる方法として、「家族信託(民事信託)」を学び、衝撃を受ける。

これまで不可能だったことが、簡単に実現できる家族信託を用いれば、多くの方が救われるとの思いから、セミナーやニュースレターなどで、家族信託について情報発信を行う。案件も多数依頼を受ける。

中小企業の会社の株から、個人資産まで、幅広く信託設計を行う数少ない専門家。

セミナーは、一般市民だけにとどまらず、税理士や司法書士などの専門家向けにも行う。

NHK でも家族信託について解説(平成27年10月15日 放送)。



知って安心！家族信託

～事例とQ&A～

発行日	平成28年7月15日
問合せ先	川崎 一夫 〒950-0824 新潟市東区中島2丁目1番31号 レ・モンド新潟 3階A号室 TEL 025-384-0306 FAX 025-384-0340 e-mail kazu.nryk@gmail.com
印刷	株式会社 須頁印刷 新潟県胎内市西本町23-15 TEL 0254-43-2038

イラスト協力 WANPUG